

新旧対照表

○神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則

新	旧
<p>第1条～第5条 (略) (事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)</p> <p>第6条 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、事業活動温暖化対策計画書に係る事項は、次に掲げる<u>事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項</u>とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、排出状況報告書に係る事項は、次に掲げる<u>事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項</u>とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、結果報告書に係る事項は、次に掲げる<u>事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項</u>とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第7条～第39条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)</p> <p>第6条 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、事業活動温暖化対策計画書に係る事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、排出状況報告書に係る事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、結果報告書に係る事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第7条～第39条 (略)</p>